

令和8年6月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年6月10日（水）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数18名

出席者16名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福嶋 隆	6 番 更井 寛司	7 番 谷本 喜久	8 番 谷口 浩司
9 番 坂本 隆英	10 番 瀧川 裕司	12 番 玉置 伸	13 番 上森 力
14 番 山本 敏夫	15 番 高田 幸安	17 番 長嶺 博司	19 番 峯園 五郎

欠席者 11 番 岡 潔 16 番 川井 洋之

事務局 局長 山本 良明 農地係長 松平 忠敏 主事 日下 智哉

会議録署名委員 4 番 中嶋 正行 5 番 福嶋 隆

議 長 皆さんこんにちは、季節外れの台風6号について、皆さん方特に被害はなかったでしょうか。2日の深夜12時ぐらいから風が強くなってきて、980ヘクトパスカルの勢力を保ちながら、3日の早朝、4時から5時の間に田辺周辺に上陸、そのような感じでありました。私は、朝あまり寝られないので、大体4時くらい、それより前から目が覚めていたんですが、4時半過ぎからものすごい風が吹いて、4時50分くらいだったと思うんですけども、急に風も雨も止んで、あれっと思ったんですけど、これが台風の目の中へ入ったのかなと実感したしだいです。ベッドの上で、「梅の木何本折れたかなあ。」と思いながら、心配で心配で仕方がなかったんですけど、5時過ぎから比較的安全な田の周辺と、行く道中があまり危なくない畑、そこを見回ったんですけど、あまり今年も成ってない中で、たまに房成りの枝があるんですけど、それも折れてなくて、おかしいなあと思いながらも、まあ折れてなくてよかったと思いながら何箇所か見て回ったんですけど、見回ってない、急傾斜の東向きの畑があるんですけど、そこへ行くと、3箇所の畑で大体7、8本くらい大木が、主枝も含めて、側枝も何本か折れておりました。そのほとんどが中が鬆になっていて、もう老木なんで「これはもうやむを得んな」と思いながら片付けをしました。その片付けに大変手間取ったんですけど、風と雨がものすごかったんで、かなりの被害があるのかなと思ったんですけど、想像よりも被害の程度が極端に少なくて本当に良かったと思いました。それから、朝すぐに落ちている梅を拾いに回ったんですけど、普通台風の後だったら、青い実がかなり葉っぱとともに落ちているんですけど、青い実もほとんど落ちてなかったんで、意外な感じで、本当に胸を撫で下ろすような感じでございました。それでは、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。それでは田辺農業振興地域整備計画変更申請からまとめて事務局の説明をお願いします。

農振課 馬場崎

田辺農業振興地域整備計画変更申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は707㎡、地目は登記簿が原野、現況が畑、申請の理由は農地です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇

○、面積は403.30㎡、他1筆、合計502.47㎡、地目は登記簿が宅地、現況が畑、申請の理由は農地です。3番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は599㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。4番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は600㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。5番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は406㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。以上5件、編入合計2,814.47㎡です。6番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は64㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は進入路です。7番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は1,003㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。8番、○○○、○○○○、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は211㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農業用施設です。9番、○○○、○○○○、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は915㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は駐車場です。以上4件、除外合計2,193㎡です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入5件、編入合計は2814.47㎡、除外4件、除外合計は2,193㎡、総計は621.47㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は353㎡、地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。2番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は164㎡、他3筆、合計1,783㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、編入2件、編入合計は2,136㎡です。総計は2,136㎡です。

続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は6,489㎡、他2筆、合計8,071㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。2番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は1,212㎡、他10筆、合計8,300㎡、地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。以上2件、編入合計16,371㎡です。3番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は206㎡、地目は登記簿が畑、現況が原野、申請の理由は宿泊関連施設です。以上1件、除外合計206㎡です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、編入2件、編入合計は16,371㎡、除外1件、除外合計は206㎡、総計は16,165㎡です。以上3地域の農業振興地域整備計画変更申請について、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番お願いします。

○○番 委員

○○番○○です。1番については現況梅畑です。特に異議ございません。

議 長

はい、2番。

○○番 委員

○○番○○です。異議ございません。

議	長	はい、3番から5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。いずれも異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。家に挟まれた場所ですので特に異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現況が畑となっているんですが、一部、整地されたような感じで、駐車場のような、車も数台置いております。このような利用状況になっておりますが、周辺には宅地もありますので、変更申請自体には異議はございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。これは、ハウスの横なんで異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、9件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番、2番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ありません。
議	長	はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、2件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは兼業で頑張っております。異議ありません。2番、3番についても異議ありません。
議	長	はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、3件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局の説明をお願いします。
農振課	稲垣	それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、548㎡、他1筆、合計1,589㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年4月21日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,712㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年4月23日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、509㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年5月1日です。

4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、779㎡、他1筆、合計1,753㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年5月1日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、629㎡、他1筆、合計925㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、784㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間8,000円、口座払い、期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、8,103㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,455㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年8月1日から令和28年7月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,579㎡、他1筆、合計2,188㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のムクナ豆、期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、973㎡、他4筆、合計3,284㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・野菜、期間は令和8年8月1日から令和38年7月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,055㎡、他1筆、合計3,003㎡、貸し手〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年8月1日から令和38年7月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,140㎡、他7筆、合計21,963㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、281㎡、他2筆、合計716㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のしそ、期間は令和8年8月1日から令和9年7月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,754㎡の内1,754㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、876㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、口座払い、期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日の新規です。以上11件について、計画書を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議	長	はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番、2番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。受け手の方は地域で頑張っている方ですので、特に異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。借り手の方は若い方で、農業も手広くやっておりますので、異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。地域で頑張ってくれている青年です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番から8番について、異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは梅屋さんです。シソということで問題ないと思います。10番の〇〇〇〇君の件ですが、2, 754㎡のうち1, 754㎡となっておりますが、残り部分は既に貸借の契約が済んでおり、今回の部分は笹と草で覆われているんですが、これも今回借りて作りたいとのこと。異議ございません。11番の〇〇〇〇さんの件についても異議ございません。
議	長	はい、以上11件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。馬場崎君、稲垣君、ありがとうございます。 (農振課 馬場崎 稲垣退席)
議	長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、11番岡潔委員さん、16番川井洋之委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、4番中嶋正行委員さん、5番福嶋隆委員さんよりお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。
日下	主事	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は267㎡、他2筆、合計3, 108㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 419㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4, 202㎡、他1筆、合計4, 601㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、

持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,257㎡、他2筆、合計7,287㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,751㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,132㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、〇〇〇、〇〇〇〇、持分20分の10、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,452㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,712㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は89㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は407㎡、他3筆、合計7,768㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況共が休耕田、面積は216㎡、他2筆、合計1,232㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は811㎡、他1筆、合計1,390㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分6分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,301㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は845㎡、他1筆、合計1,941㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,539㎡、他3筆、合計3,605㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は114㎡、他3筆、合計318㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上16件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番から6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。譲渡人が〇〇〇〇という特殊なケースでございますので、申請に至った経過などについて、少し時間をいただいて説明したいと思います。今回の案件につきましては、畑の売買ということになっていますが、元々は山林を開墾したものであります。時系列で説明しますと、事の発端は、昭和25年4月9日に、〇〇〇字〇〇〇〇の山林を、〇〇〇〇さん外19名の共有者から〇〇〇〇が買い受けたことによるものでございます。当時は、〇〇〇〇名義で不動産の登記ができなかったのもので、個人の名義になっているのですが、実際は、〇〇〇〇と〇〇〇〇の共有財産でした。当時の記録によりますと、〇〇〇〇の有志45名が出資をして、13万円で購入したという内容が、書物に記載されております。しかしながら。何時のころからは分かりませんが、〇〇〇〇と、〇〇〇〇、〇〇〇〇との間で、〇〇〇〇は購入していると言うんですが、〇〇〇〇、〇〇〇〇は、貸しているだけだと言ひ、話がこじれてきました。〇〇〇〇の方は購入したので、いつ頃行ったかはわかりませんが、開墾して畑にしたいと希望していた10名の会員に、その山林の一部を貸しました。それが今回申請のあった畑であります。このような状態で、当時の〇〇〇〇の役員や、山委員などの関係者が、〇〇〇〇、〇〇〇〇と交渉を重ねてきました。交渉の内容が大きく変わったのは、〇〇〇〇、〇〇〇〇が〇〇〇〇に認可された頃だろうと推測されます。これは、20年以上前の話になりますので、法律の改正により〇〇〇〇になると、〇〇〇〇が不動産を直接登記できるようになったわけで、当該物件を20名の共有名義から、〇〇〇〇、〇〇〇〇に登記されたことに伴って、〇〇〇〇としては、取得するには購入することを避けられんなど、そういう考え方に変わってきたようでございます。最後に〇〇〇〇、〇〇〇〇と交渉したのは、平成25年から26年にかけてでしたが、金額面で折り合いがつかず、決裂しました。その後、ずっと時間が過ぎて、一昨年9月に至るまで主だった動きがなかったんですけど、あることを契機に再交渉に向けて動き出すことになりました。それというのも、皆さんもご承知のように地域計画を作成しました。その時に、令和6年に農家の皆さんにアンケート調査を実施したのをご存知かと思うんですけども、この時に、〇〇〇〇、〇〇〇〇は、登記簿上は畑を所有していることになっているので、その報告に苦慮しているのではないかなと、私は考えて、〇〇〇〇の〇〇〇〇宅を訪問して確認をしました。調査自体は特に問題はなかったもので、その時に〇〇〇〇に対して、「長い間交渉してないんで解決する考えはないんですか。」というふうに伝えたところ、「私としても何とか解決したいと思っている。」ということでありました。そして、共有名義であるために、〇〇〇〇の〇〇〇〇にもこの旨を伝えてもらおうと、「ぜひ交渉したい。」ということであったので、その後、今年の4月に至るまで、1年7か月にわたって協議を重ねてまいりました。10名が当初耕作していた畑ですが、交渉を続けていく中で、最終的に取得を希望する方は、今回の6名でございます。残り4名の方はもう耕作できないということもあって、希望がないために〇〇〇〇、〇〇〇〇に返還するというので、昨

年の12月12日に〇〇〇〇、〇〇〇〇との会議で3者が合意に至りました。最終的には、今年の4月の〇〇〇〇の総会で、承認を得ることができて今回の3条申請に至った次第であります。76年という長期にわたる〇〇〇字〇〇〇〇の、山林の所有権交渉について、今回の畑と共に、残る山林や、公衆用道路についても、全て〇〇〇〇で円満に解決できる運びとなりました。私事ですけれど、来月の委員の任期までに処理できたことは、本当に喜びに堪えない次第であります。以上6件について、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、7番
〇〇番〇〇です。この方は若い方で、農業をこれから広げていこうという方でございますので、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、8番。
〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の農地はパイロットでございまして、〇〇〇〇さんもかなり手広く農業をやっておられますので、特に異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、9番。
〇〇番〇〇です。近所同士の贈与ということで異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、10番、11番。
〇〇番〇〇です。10番はあっせんの案件で異議ございません。11番は〇〇〇〇君の自宅の周りの休耕田なんですけれど、それを買って梅を植えるということです。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、12番。
〇〇番〇〇です。数年前から耕作されてない土地ですけれども、親族間の贈与ということで、異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、13番、14番。
〇〇番〇〇です。この2件について、元々、〇〇〇〇の二人の方の親に当たる方が耕作していたんですが、代が変わって、〇〇〇〇の方では農業をしているんですけど、こっちではもう農業はできないということで、地元の方で誰か耕作してくれる方おらんかと探したら、譲受人は〇〇〇〇の方で、飲食店を経営してる方なんですけど、実際は〇〇〇〇出身の方です。その方のところに話が行って、「そしたらやってみようか。」ってことで、今回営農計画書が出て、進んでいく話になっています。特に異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、15番。
〇〇番〇〇です。この譲受人、住所が〇〇〇〇になっているんですけど、1月に結婚されて、アパートに住まわれているということで、実家は〇〇〇〇にございます。譲渡人の〇〇〇〇さんはお父さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんは叔母さんになります。お父さんが農業できないような体調になってきたので、息子さんの〇〇〇〇君が頑張るということで、何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、16番。
〇〇番〇〇です。譲渡人が体調不良のため、譲受人の〇〇〇〇さんに売買するものです。営農計画書もあり、異議ありません。

議	長	はい、以上16件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は37㎡、他1筆、合計239㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は一般住宅1棟47.20㎡、庭・駐車場等191.80㎡、合計239㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は、道路、宅地、山林に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6月8日、月曜日に、〇〇〇〇委員さん、山本局長、松平係長と現地調査をしてまいりました。私からは4条1件を説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約900m、ちょっと小高いところなんですけど、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と山林、西側が畑、申請者所有地と宅地、南側が畑、申請者所有地、北側が公衆用道路と宅地となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由については、高齢のため、営農継続が困難な畑について、土地の適切な管理を目的として、住宅用地に転用ということです。転用内容は、住宅（1棟）、駐車場、切土、盛土はありません。排水については、合併処理後、雨水とともに市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	8ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は548㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分9分の5、〇〇〇、〇〇〇〇、持分9分の2、〇〇〇、〇〇〇〇、持分9分の2、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅2棟、109.30㎡、駐車場等、438.70㎡、合計548㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以

議 長 〇〇番 委員 〇〇番 委員	内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は161㎡、他2筆、合計453㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はドッグラン161㎡、駐車場264㎡、花壇28㎡、合計453㎡、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。 3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は494㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は民泊用住宅1棟136.80㎡、駐車場等357.20㎡、合計494㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、河川、宅地、雑種地、山林に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約300m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、北側が公衆用道路、南側が畑、同意ありと宅地と用悪水路となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、後継者もおらず、営農継続が困難な畑について、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用することです。転用内容は、分譲住宅（2棟）、駐車場（4台）、盛土20cmから40cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに市道側溝へ放流することです。特に問題はないと思います。私からは以上です。 〇〇番〇〇です。2番と3番は私から説明させていただきます。2番、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約900m、現況は休耕畑で大変のどかな所でした。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路と水路、西側が里道、水路、公衆用道路、南側が宅地と公衆用道路、北側が里道と水路となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、都市部在住で農業が行えない課題がある中、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、ドッグラン、花壇、駐車場用地に転用することです。転用内容は、ドッグラン、花壇、駐車場、切土、盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透とするということです。特に問題はないと思われます。3番、申請場所は、〇〇〇〇より
--	---

		南東へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、譲渡人の所有。西側が畑、同意あり。南側が公衆用道路、北側が山林となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、畑としての耕作が困難な中、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、民泊用住宅、駐車場用地に転用するとのことです。転用内容は、民泊用住宅（1棟）、駐車場（1台）、切土、盛土はありません。排水については、合併処理後、雨水とともに既設水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告どおりで異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。それと委員会開始前に一覧表で議案第4号農地利用最適化推進委員候補者を配らせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条に基づき本市農業委員会の農地利用最適化推進委員に別紙の者を委嘱したいので、農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員候補者については「田辺市農地利用最適化推進委員選任に関する規程」に基づき、令和8年4月13日から5月12日までの1か月間、広報4月号及び市ホームページ上において募集いたしました。その結果、定数26人に対して、農業者等からの推薦による個人推薦は8人、団体推薦は13人、応募が5人の合計26人が申し込まれました。26人については、お手元にお配りしている議案に氏名、年齢、担当区域、推薦者又は推薦団体名、応募の別を記載していますが、ホームページ上においても公表いたしました。推進委員の委嘱に関しては、法律に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱しなければならない」と書かれておりまして、皆様から提出された、経歴、農業経営の状況、推薦者又は推薦団体からの推薦理由又は応募者の応募理由から判断して、どなたもこの要件は十分に満たしておられると判断しております。逆に、「推進委員となることができない者」として、法律に「破産して未だ復権していない者又は禁固以上の刑に処せられ執行を終わっていない者」とありますが、この要件に関しては、「推進委員になることができない者」に該当していない旨の宣誓書を26人全員から提出して頂いておりますので、資格要件を欠く候補

者は26人の中には含まれていないものと考えております。次に、候補者の選考につきましては、「田辺市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程」に基づき、市農業委員会が、山崎会長を委員長とする推進委員選考委員会に候補者の選考を求めましたところ、本日、定例委員会前に選考委員会を開き、その結果、選考委員4人の合議により、26人全員を推進委員候補者とすることに決定いたしましたことをご報告いたします。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今の説明について、何かご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長
委員 全員
議 長

それでは、これより一括してお諮りしてもよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは、お諮りします。議案書にございます〇〇〇〇さん外25人の候補者について、農地利用最適化推進委員に委嘱することに異議ございませんか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それでは、26人の方を農地利用最適化推進委員に委嘱することと決しました。それではその他の案件でございます。5月の県の農業会議に提出致しました5条申請8件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、土地対策課から案件がございますので、説明をお願いしたいと思います。

土地対策課 八木

皆さんこんにちは、土地対策課の八木と申します。農業委員会定例会の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私の方から、昨年度、令和7年度に地籍調査を実施した地区に対しての、農地から非農地、非農地から農地に地目変更した地番等についての、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。地籍調査につきましてということで、ご存知の方もおられるかと思いますが、簡単に言いますと、土地の筆界を確認しまして、その該当する地番がどういう地目であるのか、元々法務局に登録されている地目と現況が異なる場合、現況に即した地目に認定を変えろという形で、地番ごとに地目、並びに面積等を見直したうえで登記を直していくというのが、地籍調査の主な内容となっております。先に照会一覧という資料を送付させていただいております。この中で一番最初のページに、田辺市で令和7年度に地籍調査をした実施地区を一覧として載せさせていただいております。令和7年度で現地調査を行わせていただいたのが、全部で10地区になっております。地籍調査実施地区というのに地区名が入っているのが、該当地区となりますので、その地区の委員さんにおかれましては、ご確認をいただいていると思いますので、よろしくお願いいたします。昨年度の業務として、去年の9月から12月ぐらいいにかけて、地区内の該当する地番に対して、その所有者、もしくは亡くなっておられればその相続人の皆様に現地立ち合いを行っていただいて、自分の土地の境目を確認していただいて、確認していただいた土地

の中身がどういう形になっているのかを確認してもらっている状態でございます。その時に、現況の地目というのを確認させていただいて、現況に即した地目に変更させてもらうというところで確認をさせていただいております。表の見方としまして、例えば1ページ目の例で言いますと、一番上に〇〇〇字〇〇〇〇という地番が、これが対象の地番となりまして、名義が〇〇〇〇ということになっております。元々この地番が登記地目が田ということになっておりましたので、この地番が今回照会をかけさせていただく対象の、登記地目が農地の部分ということになってきます。次に調査後の下の欄に、公衆用道路として書かせていただいているんですけど、実際現況としては、公衆用道路の敷地内にある地番ということで、公衆用道路として書かせていただいております。地積、面積のことになるんですけども、調査前、登記上の面積が204㎡、大体60数坪ありましたが、調査後のところは面積が出てないんですけども、これは今年、今年度に面積を図る業務をさせていただく地区になっておりますので、まだ面積が測れてませんということで、空白となっておりますのでご理解いただきたいと思います。原因のところは年月日不詳地目変更ということで、登記地目を田から公衆用道路に変えるという流れになっているということで、まだ登記が終わっているわけではないので、もちろん決定ではないですけども、現況の地目に変えさせていただきますという異動事由を書かせていただいております。という感じで、各地区ごとに農地から非農地、逆に非農地から農地に変わったというリストを上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。あと、資料が変わるんですが、今日お配りさせていただいた資料の中に「和歌山県の地籍調査」という資料があります。これは何かと言いますと、県の方が発行しております、地籍調査のことについて書かれている資料になります。その裏表紙を1枚めくっていただくと、和歌山県下の地籍調査を実施したところであったり、今年やっているところ、もしくは去年にやっているところという形で、色塗りをさせていただいております。紫色っぽく塗っているところが地籍調査が終わっているところ、濃い緑色が今年行うところ、青色は去年させてもらって、今年継続地区としてさせてもらうところ、薄い緑が国有林と言いますと、実際地籍調査の対象から外れてくるところ、最後に白がまだ調査が終わってないところになります。田辺市の方を見ていただきますと、旧田辺の方はかなり紫の面積が多くなっているんですけども、龍神の方であったり、本宮の方はまだまだ地籍調査を終えていないというのがこの図でお分りいただけるかと思います。ちなみになんですけども、進捗率と言いますと、調査をする面積に対して登記が完了している面積の割合なんですけども、田辺市全体としましては41.07%、大体4割くらい終わってますということになっています。ある程度のエリアで分けますと、旧田辺区域で大体74%、旧龍神区域で27.59%、旧中辺路区域で36.37%、旧大塔区域で51.59%、旧本宮区域で25%ということで、区域ごとにバラつきはあるんですけども、押並べて田辺市としては、41%地籍調査を終えていますというのが、今の進捗状況でございます。土地対策課か

- 議 長 らの説明は以上です。よろしくお願いいたします。
- 〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。只今の案件について、ご質問等ございせんか。特に該当地区の担当委員さん、見ていただいて、この部分はどういう見方をするのか等、質問はございせんか。
- 土地対策課 八木 〇〇番 〇〇です。県としてはいつ頃終わるとか、見通しはあるんですか。
- 〇〇番 委員 県としましては、こちらの冊子の40ページをご覧いただければと思います。この中に地籍調査の実施状況ということで、各市町村の進捗状況が出ております。実際に終わっているところも複数の市町村がある中で、例えば新宮市ですと8%、古座川町では3.8%ということで、県内で地籍調査を終えるのはいつかと言われると、答えが出てこないと思うんです。ちなみに田辺市の方では、元々、令和2年から新しく地籍調査の10ヶ年ということで計画を組みまして、その後10年ごとに地籍調査を実施する地区を見直しする形になっているんですが、令和2年の時に1回見直しをさせてもらったときに、大体令和37年ぐらいが一つの目安ということで田辺市は終える予定でございました。ただ、昨今の物価上昇であったり、どうしても補助金対象の事業でございますので、国からお金が降りてこないとやれるエリアが小さくなりますので、元々の予定よりちょっと後ろにずれてきている状態ですので、今の段階では遅れてしまうであろうという見込みになっておりまして、それが何年かと言われると、10年、15年くらい遅れるのではないかというのが僕の個人的な見解です。ですので、田辺でいうと全てが完了するという意味であれば、令和40年以降になるのかなと考えております。
- 〇〇番 委員 〇〇番 〇〇です。特に国道の傍というのかな、そこら辺りは工事せんなんから早めにやってとかあるかもしれんけど、〇〇〇〇の奥の方は、地籍調査で言っても知らん人がおるくらい進んでないところもある。
- 土地対策課 八木 地籍調査を進めていく順番の一つの目安として、災害復旧という観点から、例えば、主要道路が崩落等で崩れたときにすぐに復旧せんといけない時、地籍が入ってなかったらなかなか復旧が前へ進まないの、先にそういうところをやっていかうという考え方と、津波浸水地域であったり、土砂災害の崩落の危険の地域っていうのが県や市でも公表されておりますが、そういうところの優先順位がどうしても高くなってきます。それ以外のところにつきましては、優先順位が低いというのは言葉としては悪いんですが、山の方で、危険な地域ではないという風に県が示している地域については、どうしても後ろへ後ろへとなくなっていくんですが、最終的には必ず地籍調査はさせていただくということになっております。それが、令和40年とか50年とかいうのが一つの目安です。ということであって、もちろんある程度の期限をもって、そこに向けてやっていきたいという風には考えておるんですが、なかなかそこまで現実的にはできていないというのが現状でございます。
- 〇〇番 委員 〇〇番 〇〇です。大変気になるんですけども、特に奥地の方が進んでいないという中で心配されるのが、限界集落とか、ご高齢の方が多いとか、だんだん自分の持っているところを知っている人もおらんようになってくる

し、当然、街中へ出ている子供さんや孫さんについても、なかなか所有している実態が分かりにくいという中で、かなり先までの年数がかかるということで、上手くいくのかなという懸念があるんですけど、そこらはどういう風に考えておられますか。

土地対策課 八木

おっしゃられるように、元々の土地の所有者の方が高齢で現場の方に行けないよと、もちろん子供の方にそれを引き継いでいただけるのが、一番理想ではございますけども、なかなか行けないよというところで、仮にご高齢の方が現場へ行けるとしても、やっぱり急峻な山を登って現場へ杭を入れていくのを協力してくださいというのを、なかなか言いづらいという状況というのも実際に見えてきているところでございますので、先ほどお話しさせていただいたように、復旧を優先する部分も、しなければならないところはしていかないといけないんですけども、同様に山の方も、高齢者の方でもなかなか土地の境目が分からないという声をよく聞く中で、全くしていかないというわけではないので、ある程度奥の方の土地も調査の対象とさせていただいているところです。ただ、龍神、中辺路、大塔、本宮の方もみんなそういう状況ですので、一斉にできればいいんですが、限りある予算の中である程度順番を付けさせていただく中で、お金の算段との兼ね合いもありながら調整をさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

議 長

他にございませんか。それではお諮りいたします。只今の案件について、承認することとしてよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。土地対策課の八木さん、ありがとうございました。

(土地対策課 八木退席)

議 長

本日の案件は全て終了しました。事務局から報告があればお願いします。

松平 係長

(令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明)

議 長

只今事務局の説明がありましたが、事前に配布させていただいておりますので、お目通しいただいていると思います。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

議 長

何かございませんか。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、この内容で農業委員会として承認するということによろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。ありがとうございます。他に何かございませんか。

〇〇番 委員

(農業委員会の会議録について質問)

松平 係長

(今後の会議録について回答)

議 長

他に何かございませんか。事務局から何かありませんか。

松平 係長

次期、農業委員さんと推進委員さんの選任につきまして、報告させていただきます。推進委員さんにつきましては、先程、農業委員会の承認をいた

できましたので、結果を通知させていただくこととなります。農業委員さんにつきましては、4月13日から5月12日まで申込みを受け付けたところ、定数19人に対して19人の申込みがありました。氏名については、議会の同意を得られておりませんので、控えさせていただきます。19人の委員さんの中で新人の委員さんは5人です。経過についてですが、5月28日に農業委員候補者の評価委員会を開催いたしました。委員のメンバーは林副市長を委員長として、総務部長、農林水産部長、農業振興課長、農業委員会事務局長5人で、19人全員を農業委員候補者とするのを整理、検討し、その結果を市長に報告、決定いたしました。その後、6月5日に議会の正、副議長に報告しております。そして、今月17日から始まります6月議会に人事議案として提案しており、議会最終日の7月8日に審議される予定です。議会の同意が得られましたら本人宛に通知いたします。そして7月21日の総会において、市長から任命されることとなっております。7月21日の予定なのですが、午後2時からこの会場において農業委員の任命式を行い、その後総会において会長・副会長・職務代理者の役員を決定します。それが終わった後、3時30分頃からの予定で、会長から推進委員さんに委嘱状をお渡しいただき、その後業務の内容等をお話しいたします。報告は以上です。

議 長 他に何かございませんか。なければこれで閉会したいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後3時25分終了